

横瀬町プレミアム付商品券事業実施要領

1. 目的

コロナ禍における、原油高騰・物価高騰等により影響を受けている地域経済の下支えをすること及び生活者支援を目的としたプレミアム分の付いた地域商品券を発行する。

2. 商品券の発行について

- (1) 名 称 横瀬町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発 行 者 横瀬町
- (3) 販 売 者 （一社）横瀬町観光協会（以下「観光協会」という。）
- (4) 発行総額 5,200万円
- (5) 発売価格 1セット5,000円（額面500円の商品券×13枚）
- (6) 発 売 日 令和4年11月7日（月）
- (7) 利用期間 令和4年11月7日（月）から令和5年3月10日（金）まで
- (8) 利用上限 1会計につき商品券の利用上限を6,500円とする。
- (9) 販売方法 令和4年11月7日（月）から11月11日（金）までの5日間は横瀬町町民会館及び横瀬町活性化センターで販売する。
11月12日（土）以降は横瀬町ブコーさん観光案内所（以下「案内所」という。）（水曜日を除く）、で販売する。
- (10) 販売上限 一人1セットまで ※発売後2週間を経過した後はこの限りではない。
- (11) 販売対象 横瀬町民

3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引を可能とすること。
- (2) 商品券を現金化することはできないこと。
- (3) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出ないこと。
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負わないこと。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定する製造たばこ
- (2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
- (3) 公共料金など公共性の高いもの
- (4) 医療保険や介護保険などの一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 転売目的での商品・サービス
- (6) その他協賛店が特に指定するもの

5. 協賛店の責務等

- (1) 協賛店であることがわかるよう、利用者がわかりやすい場所にポスターなどを掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに案内所まで報告すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券の紛失、盗難、換金期限切れなどによる損失は協賛店の責務とすること。

6. 換金について

(1) 換金方法

協賛店は、「換金請求書」と使用済券を観光協会に提出するものとする。観光協会は「換金請求書」と使用済券を確認の上、現金又は協賛店指定の口座に振り込みにて支払う。

(2) 換金期間

令和4年11月15日（火）から令和5年3月25日（土）まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられない。

この「実施要領」に定めるほか、必要な事項は別に定める。

7. 協賛店の取消等

この「実施要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否及び取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は損害金を請求する。

8. その他留意事項

- (1) この「実施要領」に記載されていない事項は、観光協会へ確認すること。
- (2) 協賛店情報(店舗名称、所在地、業種など)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、観光協会のホームページ及びチラシにより広報する。

9. 申請手続について

(1) 申請方法

この「実施要領」に同意のうえ、「横瀬町プレミアム付商品券協賛申込書」に必要事項を記入し、横瀬町観光協会（案内所内）へ郵送又は直接提出すること。

「横瀬町プレミアム付商品券協賛申込書」は横瀬町観光ウェブサイトからダウンロードできるほか、案内所窓口でも配布する。（横瀬町観光ウェブサイト：<http://www.yokoze.org/>）

(2) 申込書の提出先

（一社）横瀬町観光協会 〒368-0071 横瀬町大字芦ヶ久保159（ブユーさん観光案内所内）

TEL：0494-25-0450 FAX：0494-25-5450

(3) 受付期間

第1次募集 令和4年9月25日（日）まで

第2次募集 令和4年9月26日（月）から令和5年2月28日（火）まで
9：00～17：00（水曜日を除く）

※第1次募集で協賛店となった事業所は、チラシの協賛店一覧に掲載する。

（4）申込後の審査・承認

申込のあった事業者は、観光協会の審査を経て、協賛店として承認する。また、配布物として、ポスターなどを配布する。

（5）その他

①町内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申込書を作成すること。

②協賛店一覧に変更があった場合は、横瀬町観光ウェブサイトで周知する。